

(案)

第4次地域管理経営計画書

(阿武隈川森林計画区)

計画期間 自 平成22年4月 1日
至 平成27年3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成 10 年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度にするなどの財政の健全化や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成 13 年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

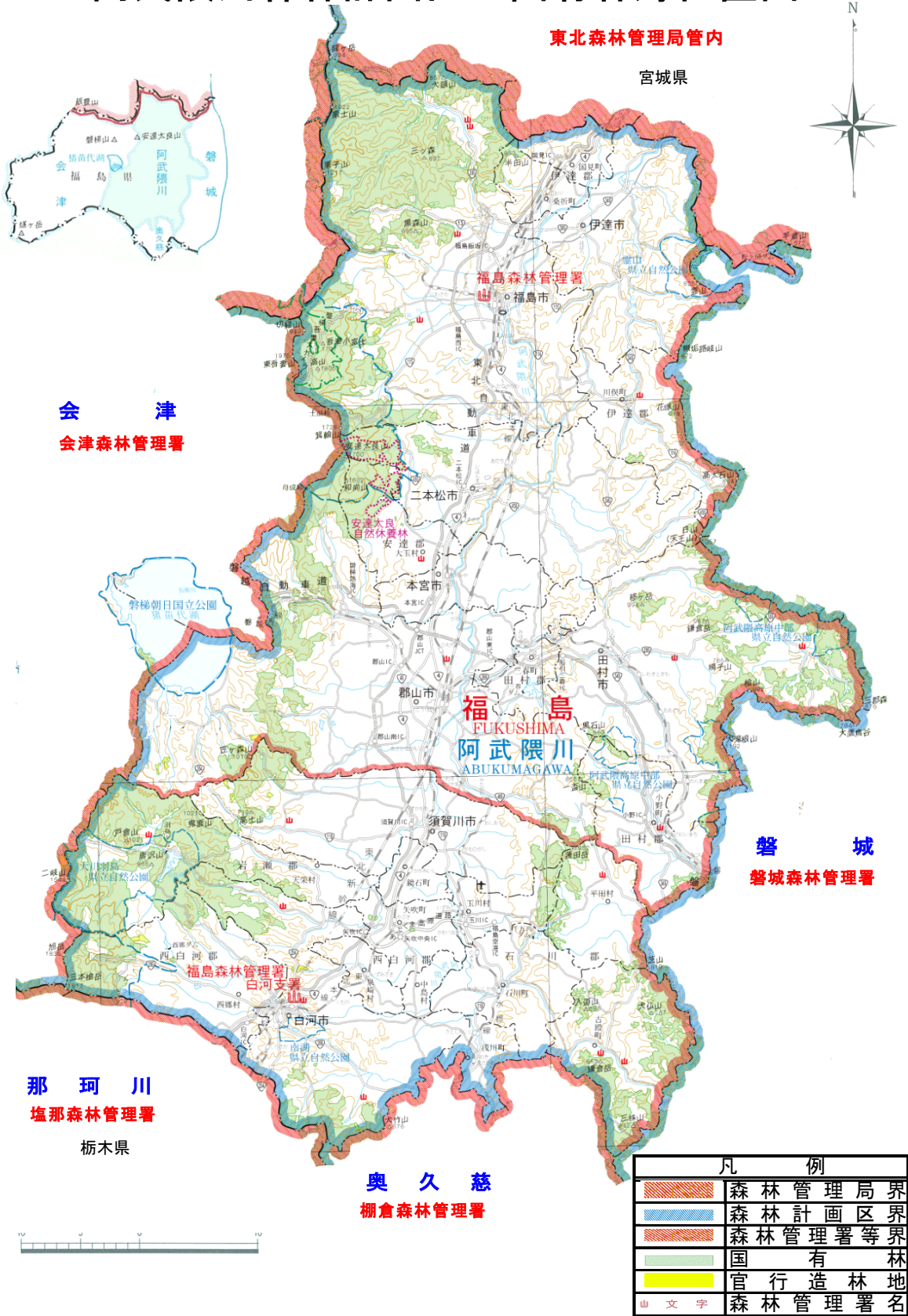
また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成 18 年 9 月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成 20 年 12 月には、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後 5 年間の阿武隈川森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、阿武隈川森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

阿武隈川森林計画区の国有林野位置図



目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
(1) 計画区の概況	1
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採量	4
② 更新量	4
③ 保護林・緑の回廊	5
④ レクリエーションの森	5
(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)	7
ア 生物多様性の保全	7
イ 森林生態系の生産力の維持	7
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	7
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	8
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な 社会・経済的便益の維持及び増進	8
キ 森林の保全と持続可能な経営のための 法的、制度的及び経済的枠組	9
(4) 政策課題への対応	10
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
(1) 機能類型毎の管理経営の方向	11
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	11
① 国土保全タイプ	12
② 水源かん養タイプ	12
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	12
① 自然維持タイプ	12
② 森林空間利用タイプ	13
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	13
(2) 地域ごとの機能類型の方向	14
ア 奥羽地域	14
① 茂庭地区	14
② 吾妻地区	15
③ 安積地区	15
④ 羽鳥・甲子地区	16
⑤ 大屋地区	17
イ 阿武隈中北部地域	17
ウ 阿武隈南部地域	17
① 表郷地区	17
② 石川地区	18
3 流域管理システムの推進に必要な事項	18
4 主要事業の実施に関する事項	20

(1)	伐採総量	20
(2)	更新総量	20
(3)	保育総量	20
(4)	林道の開設及び改良の総量	20
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	21
1	巡視に関する事項	21
(1)	山火事防止等の森林保全管理	21
(2)	境界の保全管理	21
(3)	入林マナーの普及・啓発	21
2	森林病害虫の駆除又はそのまん延防止に関する事項	21
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	21
(1)	保護林	21
ア	森林生態系保護地域	22
イ	林木遺伝資源保存林	22
ウ	植物群落保護林	22
(2)	緑の回廊	23
ア	日光・吾妻山地緑の回廊	23
イ	鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	24
4	その他必要な事項	24
III	林産物の供給に関する事項	24
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	24
2	その他必要な事項	24
IV	国有林野の活用に関する事項	25
1	国有林野の活用の推進方針	25
2	国有林野の活用の具体的手法	25
3	その他必要な事項	25
V	国民参加による森林の整備に関する事項	26
1	国民参加の森林に関する事項	26
2	分収林に関する事項	26
3	その他必要な事項	26
(1)	森林環境教育の推進	26
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	26
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	27
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	27
(1)	林業技術の開発	27
(2)	林業技術の指導・普及	27
2	地域の振興に関する事項	27
3	その他必要な事項	27
	森林の管理経営の指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、福島県の中央部に位置する阿武隈川森林計画区*内の国有林野 92 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 34 %を占めている。

当計画区は、福島県の中央部の中通り地域に位置し、阿武隈川が中央部を緩やかに北流し、宮城県を経て太平洋に注いでいる。

国有林野は主に^{すりかみ}摺上川、^{おおたきね}大滝根川及び各支流の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の 53 %がブナやナラ類などを主とする天然林、47 %がアカマツ、スギを主とする人工林である。当計画区は、奥羽山脈と阿武隈山地に挟まれた平野部からその東西に広がる山岳地帯まで標高の変化に伴って様々な森林形態が見られる。

当計画区には多様な森林景観等を背景に、^{ぼんだいあさひ}「磐梯朝日国立公園」、^{にちくわ}「日光国立公園」の指定があるほか、県立自然公園として、伊達市の^{りょうぜん}「霊山」、天栄村の「大川羽鳥」、田村市から川俣町にまたがる「阿武隈高原中部」が指定されている。

県立自然環境保全地域としては、福島市のブナ林を主体とした天然林が成育する^{もにわ}「茂庭」、郡山市の^{いしむしろ}「石筵」、学術的な価値のあるヒノキアスナロが成育する^{ふかさわ}「深沢」、西郷村の^{にしごうとろ}「西郷瀨」、白河市の^{かなやま}「金山」が指定されている。また、水源かん養保安林*が国有林野面積の 39 %を占め、福島県中通り地域の生活用水や農業用水などの水源地として重要な役割を担っている。奥地山岳地帯については本格的な登山、都市近郊にあっては、登山、散策、スキーなど、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

木材加工業については、郡山市に県産ブランド材認証工場があり、地域のスギ人工林資源を福島県産ブランド材「とってお木」として供給するなど、今後の需要拡大が期待されている。

*【阿武隈川森林計画区】
全国では 158 の森林計画区があり、福島県では、阿武隈川、磐城、会津、奥久慈の 4 森林計画区に区画されています。

*【林況】
樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】
保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

ア 計画区内の国有林野の現況

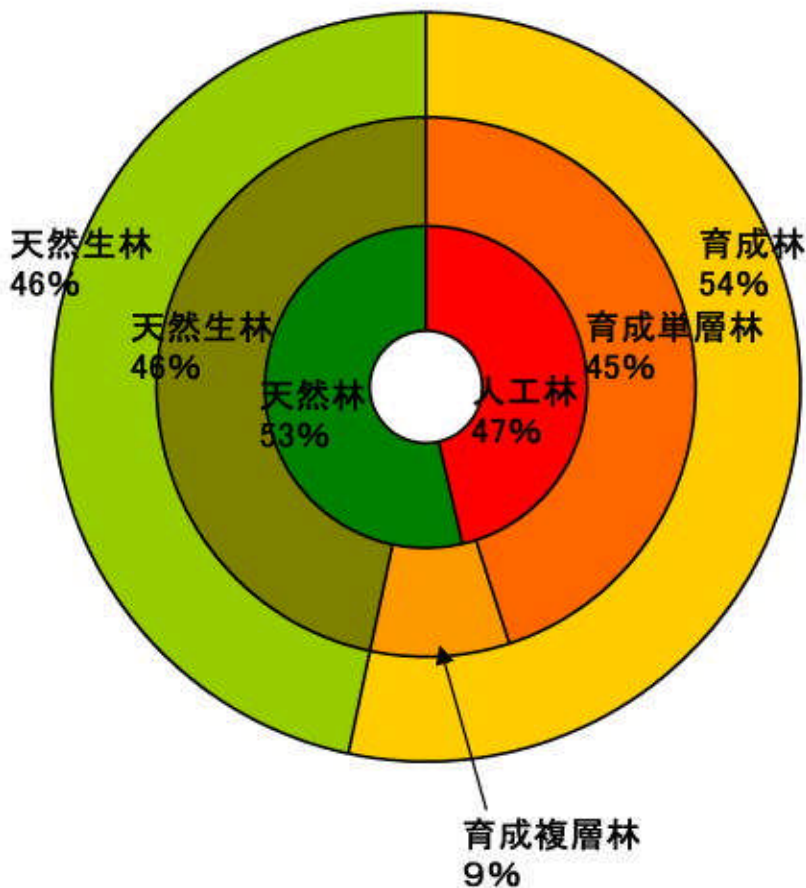
当計画区の森林の現況（平成21年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が46,829ha（育成単層林^{*}42,790ha、育成複層林^{*}4,039ha）、天然生林^{*}が40,771haとなっている（図-1-(1)参照）。

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではアカマツ4,429千 m^3 、スギ3,116千 m^3 、ヒノキ630千 m^3 、それら以外の針葉樹361千 m^3 となっている。また、広葉樹ではブナ1,009千 m^3 、ナラ類819千 m^3 、それら以外の広葉樹が3,265千 m^3 となっている（図-2参照）。

また、当計画区の人工林、天然林の分布状況は図-1-(2)のようになっている。

人工林について見ると、齢級^{*}構成では図-3のとおりであり、間伐適期である5齢級から10齢級が約8割を占める一方、12齢級以上の林分は約1割となっている。

図-1-(1) 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

*【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

*【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-(2) 人工林、天然林位置図

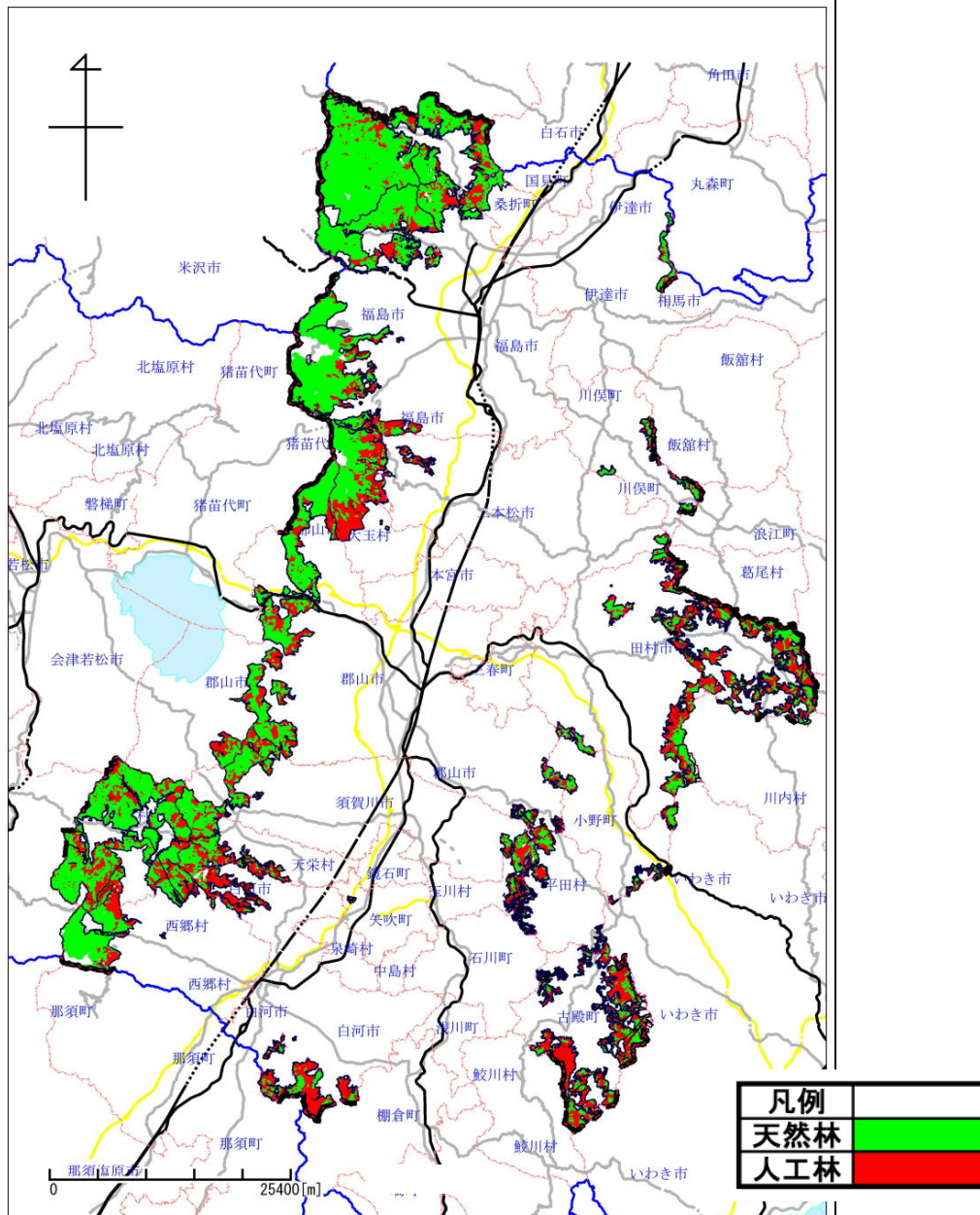


図-2 主な樹種構成 (材積比)

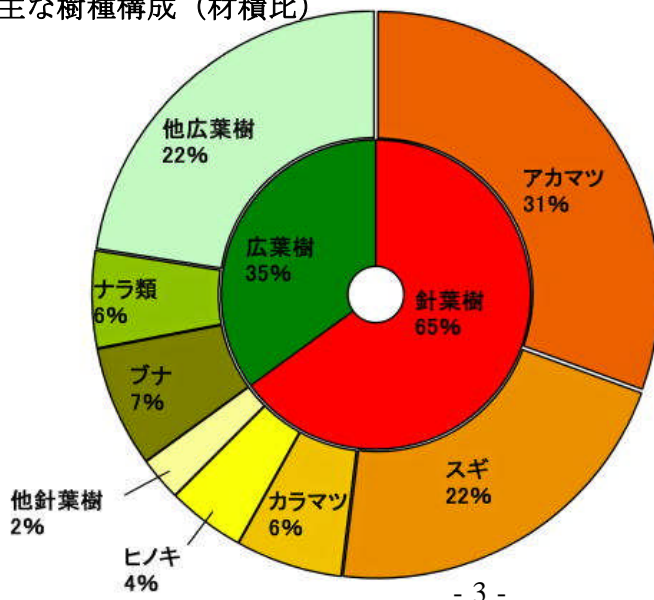
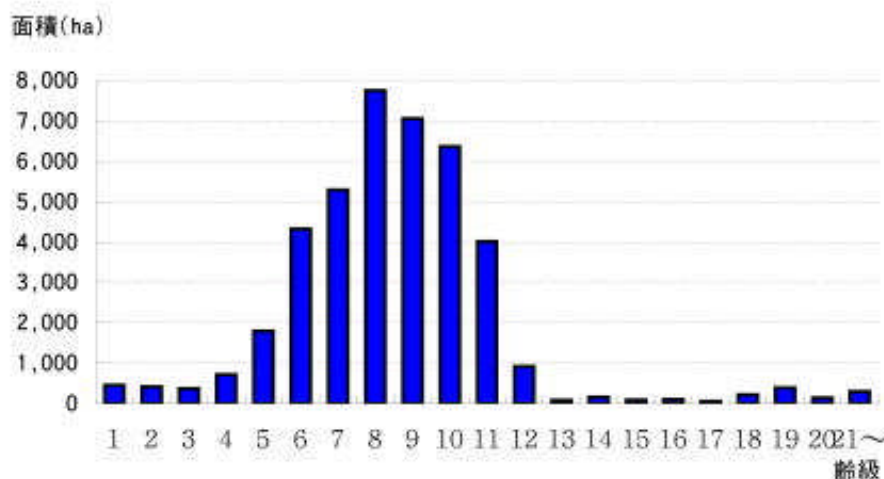


図-3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成 17 年度～平成 21 年度における当計画区での計画と主な施策は次のとおりとなっている。

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、積極的に実行したが、これまで間伐を実行していない林分を優先したため、材積は計画より低位にとどまった。

また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画し、おおむね計画どおり実行した。

単位：材積 m^3

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	333,827	432,230 (5,884)	327,633	330,569 (7,148)

注) () は間伐面積 ha である。

② 更新量

皆伐、複層伐箇所の新植による確実な更新*を図るとともに、天然力を活用したぼう芽更新、天然下種 2 類更新（親木の種子が落下し発芽による更新）を計画したが、しいたけ原木の供給が需要減退により低位となったことに伴い、天然更新面積は計画を下回った。

単位：ha

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	778	246	660	72

*【齢級】

林齢（樹木の年齢）を 5 年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5 年、
2 齢級は、6～10 年、
10 齢級は、46～50 年
などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した林分の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70 %以内の伐採率で伐採する漸伐、30 %以内（人工林は 40 %以内）で繰り返す択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【更新】

主伐に伴って生じるもので、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

③ 保護林・緑の回廊^{*}

すべての保護林について、現状を把握するため森林や動物等の状況に関するモニタリング調査を行った。その結果、吾妻山周辺森林生態系保護地域においては、群落に大きな変化はなく、健全な状態を維持していることが確認された。

緑の回廊については、主に保護林間を結ぶ主稜線に設定しており、設定の目的に沿って管理しており、国有林野保護監視員により、ゴミ、空き缶の回収や登山標識の立てなおし等の活動が行われている。なお、前計画期首に比した前計画期末の面積の差異は、砂防指定地を国交省へ移管したことによるものである。

単位：面積 ha

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
森林生態系保護地域	1	2,236	1	2,236
林木遺伝資源保存林	1	8	1	8
植物群落保護林	5	1,361	5	1,361
総 数	7	3,605	7	3,605

単位：延長 km、面積 ha

名 称	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	26	4,269	26	4,265
総 数	26	4,269	26	4,265

④ レクリエーションの森^{*}

自然観察教育林である男沼・女沼は、自然植生に近い湖沼の景観や湿原植物が特徴的であり、付近の土湯温泉地域と合わせて日帰りでの鑑賞や観光利用が可能であり、年間約1万人に利用された。

森林スポーツ林である青井沢森林スポーツ林区域は、スギ、ヒノキ、アカマツ等の針葉樹とコナラ等の広葉樹が混生した森林であり、小型の鳥類等も生息し、良好に保存されている。車による利便性もよく、ハイキング、自然観察、探鳥等、林間広場、駐車場、野営場、車道、遊歩道が整備されており、年間約9,000人に利用された。

野外スポーツ地域である蓬田岳^{よもぎだけ}区域は、石川郡一の高さを誇る蓬田岳の裾野に位置し、アカマツ等の天然林と、スギ等の人工林により構成され、小型の野生鳥獣も生息し良好に保存されている。同区域には芝桜で有名なジュピアランドひらたが存在

^{*}【保護林】

P 21 以降具体的に説明。

^{*}【緑の回廊】

P 23 以降具体的に説明。

^{*}【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

し、年間約 8 万人が訪れた。

風景林である母成峠^{ほなりとうげ}には、カラマツの人工林を含む、天然広葉樹林の景観が良好に保存され、通行者に利用された。

自然休養林である安達太良^{あだたら}地区は、安達太良山の山頂付近の噴火口跡、溶岩等の荒涼とした火山現象と広大な眺望、高原台地の特有の高山植物群、良質で豊富な積雪と優れた眺望に恵まれたスキー場、温泉地の資源を活かした利用により、年間約 225 万人に利用された。

単位：面積 ha

レクリエーションの森 の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然観察教育林	3	335	3	333
森林スポーツ林	3	155	3	155
野外スポーツ地域	14	2,281	14	2,278
風景林	18	1,347	18	1,346
風致探勝林	8	1,200	8	1,200
自然休養林	1	1,510	1	1,510
その他（レクリエーションの森 施設敷（単独施設））	12	6	12	6

(3) 今後の管理経営の考え方（持続可能な森林経営の実施方向）

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分^{*}や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス^{*}に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準（54指標）が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針に整理すると次のとおりとなる。

ア 生物多様性の保全^{*}

（取組内容）

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により、森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 保護林及び緑の回廊の設定・保全
- ・ 希少猛禽類（クマタカ等）生息域での森林施業等への配慮、モニタリングの実施等

イ 森林生態系の生産力の維持^{*}

（取組内容）

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の徹底的な間伐を推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した天然更新
- ・ 計画的な伐採量の維持
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

（取組内容）

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森

^{*}【機能類型区分】

P11以降具体的に説明。

^{*}【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

^{*}【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性（種多様性）、及び生態系の多様性（生態系多様性）を含むものである」と記されています。

^{*}【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り（光合成など）、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 森林病害虫獣による被害拡大防止、早期発見のための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により長期的にみて裸地状態の面積を縮小
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐を推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 伐採後の確実な更新・保育
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 遊々の森として森林づくり活動のフィールド提供
- ・ レクリエーションの森の設定と利用促進

^{*}【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング^{*}等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」^{*}の設置や地域住民等からの計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 関東森林管理局や署等の HP ^{*}等による情報発信
- ・ 保護林や緑の回廊のモニタリングや森林調査の着実な実施

^{*}【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

^{*}【国有林モニター】

国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供するとともに、アンケートや意見交換を通じていただいたご意見、ご要望等を管理経営に活かすための制度です。モニターは公募により選定します。

^{*}【ホームページアドレス】

<http://www.kanto.kokuyurin.go.jp/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 平成 10 年の集中豪雨等により発生した山腹崩壊地及び溪岸崩壊地び復旧を図るため、阿武隈川流域の脆弱な地質の地区において、55 箇所の溪間工、11 箇所の山腹工、約 1,900ha の森林の整備を計画。 請戸川流域では 3 箇所の溪間工・山腹工を計画。 夏井川流域では 1 箇所の溪間工・山腹工、20ha の森林の整備を計画。</p> <p>【水土保持機能の維持】 水土保持林約 72,000ha のうち約 9,300ha の森林整備（間伐）を計画。</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 森林と人との共生林約 14,000ha のうち、約 600ha の間伐を計画。</p> <p>【ふれあい】 学校等と連携した森林環境教育を推進。</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】 緑の回廊内で、林相の改良のため 2,800ha の森林整備（間伐）を計画。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐、増大する間伐に伴う木材の供給を行う。</p> <p>【森林資源の適切な整備】 森林整備の実施とともに、効果的、効率的な森林整備を行うため 37km の路網の整備を計画。</p>
地球温暖化 防 止	<p>育成林約 48,000ha のうち約 10,000ha の間伐を計画、天然生林*約 41,000ha のうち 68 %にあたる約 28,000ha を保安林として保全。</p>

*【本項に係る天然生林】

左記の天然生林は、P2 で説明した天然生林に加え岩石地や草生地など、林地として集計しない区分の土地を含めたものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画と整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保持林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的・効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

なお、森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生息、生育が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取り止めること等について専門家の立場からの意見を聴取し、より適確な保全策を講ずることとする。

ア 水土保持林における管理経営に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保持林については、次のとおり、国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保持林 70,775ha（国土保全タイプ 7,882ha、水源かん養タイプ 62,893ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、前計画の計画期間中に古殿地域で分収造林の契約期間が満了した箇所や、レクリエーション利用が見込まれなくなった箇所のうち、立地条件から

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

水源かん養機能の維持・向上を推進すべき森林を対象とすることとしたものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、若しくは樹高が高く遮蔽能力が高い森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層^{*}で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

^{*}【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

<水土保全林の面積>

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	7,862	64,612	72,474

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

森林と人との共生林については、次のとおり、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 15,522ha（自然維持タイプ 6,997ha、森林空間利用タイプ 8,525ha）としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。これは、前計画で計画していたレクリエーションの森の一部の利用が見込まれなくなったことから、これを水土保全林に見直すこととしたこと等によるものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則

として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

特に、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

<森林と人との共生林の面積> (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面 積	7,044	3,605	7,322	5,931	14,366

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 5,981ha としていたが、今回の計画では下表のとおりとしている。面積の異動については水土保全林への見直しによるものである。管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである

<資源の循環利用林の面積> (単位：ha)

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象*	計
面 積	5,037	310	5,347

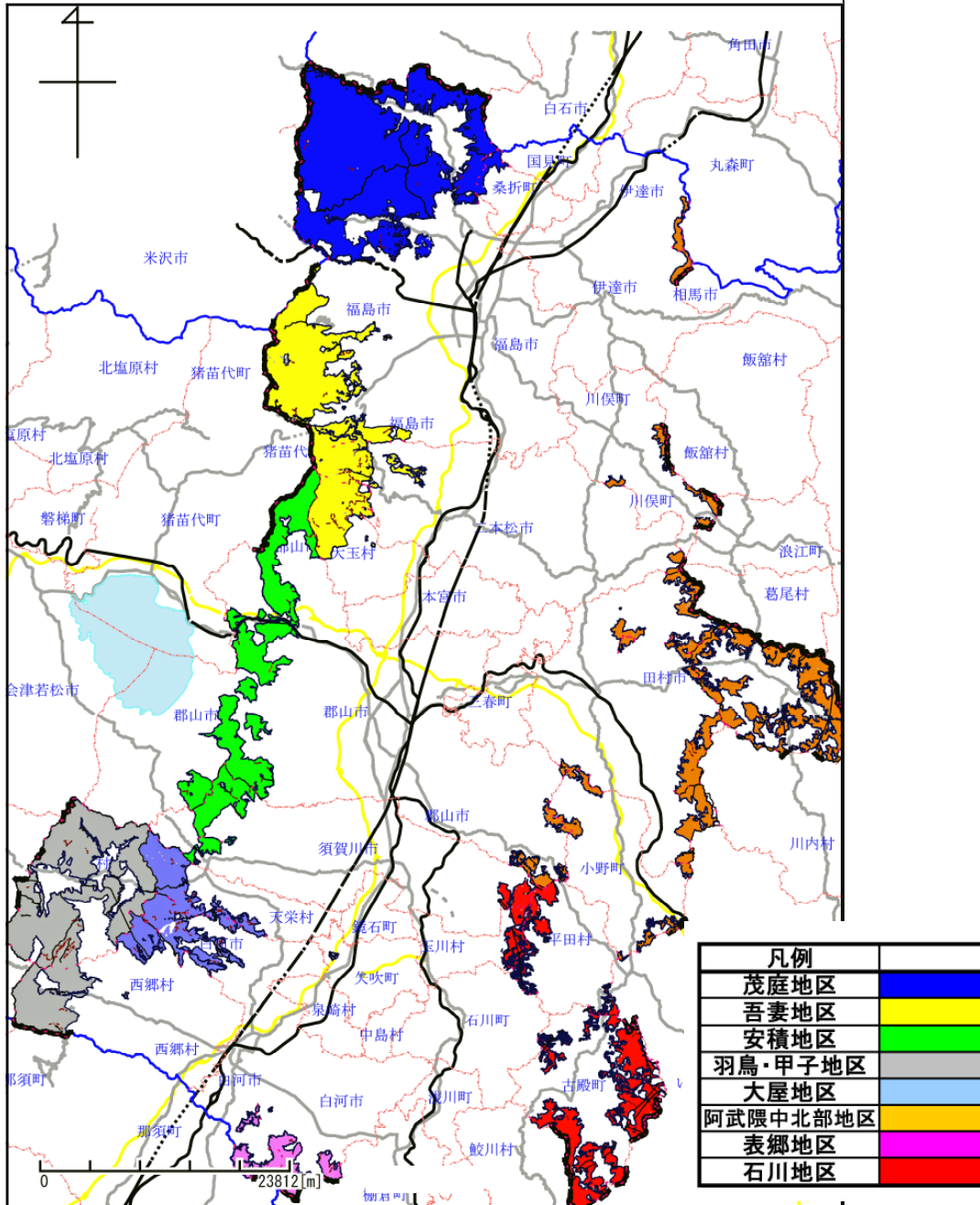
*【その他産業活動の対象】
採草放牧地、道路用地、
農耕地、電気事業用地
等の貸付地を計上しています。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、^{もにわ}茂庭地区、^{あずま}吾妻地区、^{あさか}安積地区、^{はとり}羽鳥・^{かし}甲子地区、大屋地区、阿武隈中北部地域、^{おもてごう}表郷地区、石川地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである(図-4参照)。

また、当計画区の奥羽山脈側一帯について、新たに「日光・吾妻山地緑の回廊」を設定し、野生動植物の生息・生育地の拡大を図り、森林生態系の保護・保全に努めることとする。

図4-阿武隈川計画区の団地別図



ア 奥羽地域

① 茂庭地区 (福島森林管理署 : 61 ~ 156 林班)

本地区は、福島市の北西に位置し、栗子山山麓と摺上川流域

の標高 200～1,200mにわたる地域で、全体的に急峻な地形である。

摺上川上流部は、ブナ等の天然林が大宗を占めているが、沢沿いの立地条件の良好な箇所を選定し、スギ、アカマツ等の人工林が造成されている。

摺上川下流部は、尾根から中腹にコナラ、アカマツ等の天然林が多く、沢沿いにスギ等の人工林が造成されている。

本地区は摺上ダムの上流部にあたり、福島市及び周辺市町村の水源地となっており、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

なお、栗子山から七ツ森にかけての地域は、原始的なブナ林が広く分布し良好な自然環境が維持されていることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の保全を重視した管理経営を行うこととする。特に、当該地域における特徴的な森林で、学術的価値の高いとみられるブナ林の区域については、茂庭ブナ植物群落保護林を設定し保全を図ることとする。

② 吾妻地区（福島森林管理署：1～39、41～60林班）

本地区は、東吾妻山から安達太良山に至る火山群の東面一帯の標高 400～2,000mにわたる地域である。

大部分は、優れた自然景観を有していることから磐梯朝日国立公園に指定されており、特に上部には、保護林として設定している「吾妻山周辺森林生態系保護地域」があり、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を重視した管理経営を行うこととする。

東吾妻山周辺中腹部は、火山地帯特有の脆弱な地質に加え、河川侵食が激しい地形であり、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また、当地区内には温泉地、スキー場や林間学校等の施設があり、安達太良自然休養林、吾妻山風致探勝林、おぬま男沼・めぬま女沼自然観察教育林等のレクリエーションの森には多くのハイカー等が訪れていることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

③ 安積地区（福島森林管理署：201～223、225～246、426～429、476、477林班、白河支署：1401～1413林班）

本地区は、安達太良山から額取山、八幡岳と南北に連なる帯状に連なる地域で、標高500～1,700mにわたり全体的に急峻な地形である。標高 800m付近まではスギ、ヒノキ等の人工林が多く、アカマツの地域ブランドである「岩瀬マツ」の産地となっている。その上部はブナ、ミズナラを主体とした天然林となっている。また安達太良山南面には、アオモリトドマツ、コメツガ、ダケカンバを主体とする亜高山帯の森林がわずかに見られる。

本地区は郡山市一帯の上流部にあたり、重要な水源池となっており、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。なお、磐梯熱海温泉北西部の県立深沢自然環境保全地域に指定されている箇所については、自然環境の維持を図ることが期待されていることから、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

また、母成峠、額取山、八幡岳等は優れた自然景観を有していることから、母成峠風景林等のレクリエーションの森に設定し、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能、森林景観の保全等を重視した管理経営を行うこととする。

④ 羽鳥・甲子地区（白河支署：1019～1033、1078～1162林班）

本地区は、白河市の北西に位置し、標高 560～ 1,920mで起伏に富む山岳地形である。

このうち鎌房山以北の地区は白河市一帯の上流部に位置し、重要な水源地となっており、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている急傾斜地については、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

また、二岐山、鎌房山及び羽鳥湖周辺は、大川羽鳥県立自然公園に指定されており、スキー場、サイクリングロード等のレクリエーション施設も整備されている地域であることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

奥甲子地区は、急傾斜地で土砂流出防備保安林に指定されていることから、水土保持林（国土保全タイプ）に区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

赤面山から新甲子地域は、優れた自然景観を有し、赤面山風景林、甲子風致探勝林のレクリエーションの森に設定しており、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また、旭岳から三本槍岳にかけては、いわゆる高山帯に属し、貴重な高山植物が見られることから自然環境の維持を図ることが期待されており、森林と人との共生林（自然維持タイプ）に区分し、自然環境の維持・保全を重視した管理経営を行うこととする。

⑤ 大屋地区（白河支署：1036～1077林班）

本地区は、白河市の北西に位置する旧大信村を中心とする標高360～960mの里山が大半の地域で、スギ、ヒノキの人工林地帯である。

本地区は旧大信村の水源地となっており、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。なお、^{ひじりがいわ}聖ヶ岩周辺の地域は、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 阿武隈中北部地域（福島森林管理署：157～167、247～304、307～328林班）

本地区は、南は小野町から北は伊達市までの阿武隈山系の地域で、花崗岩類を基岩とした阿武隈隆起準平原の丘陵地形が特徴である。スギ、ヒノキ、アカマツの人工林が多く、アカマツは津島マツの系統を引く天然林も存在する地域である。

本地区は付近住民の水源地となっており、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。なお中部から北部にかけて、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている。日山、大滝根山、五十人山等自然景観に優れた地区は福島市、郡山市等の都市部からも近く、ハイキング、自然観察等の森林レクリエーション利用が期待されることから、森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 阿武隈南部地域

① 表郷地区（白河支署：1001～1018、1163～1165林班）

本地区は、標高 400～ 800mに位置する里山の地域で、中古生層からなる適潤肥沃な土壌が多いことから、スギ、ヒノキを主体とした優良人工林地帯であるが、地域の水源地として期待されることから、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 石川地区（1201～1255、1257、1259～1265林班）

本地区は、人工林地帯であるが地域の水源林として重要なため、主として、水土保持林（水源かん養タイプ）に区分し、水源かん養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。また、青井沢地区は形質優良な「青井沢マツ」が生産されてきた地区でもある。このことから、水源かん養機能の高度発揮に十分配慮しながら優良材の生産も行っていくこととする。

3 流域管理システムの推進に必要な事項

当流域は、県の中央部に位置し、年間 20 万 m³ の素材生産をおこなっており、県内でも林業が盛んな地域である。

このような中で国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、林業事業体の育成、下流域との連携等について取組んでいくことが必要である。

これまでも国有林として、県産ブランド材の普及促進、木材の安定供給、間伐材の利用促進、低コスト路網検討会、体験林業、森林環境教育の実施等に取り組んできたところである。

さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

① 流域ニーズの的確な把握

阿武隈川流域林業活性化センター、林業関係機関・団体等との連携を深め、地域材の安定供給、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

② 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

「公益的機能重視の森林施業モデル林」、「複層林施業展示林」

等の森林施業の展示により、国有林野における管理経営や技術について現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

③ 民有林・国有林一体となった取組

間伐の促進及び効率的な森林整備を図るため、民有林と国有林が連携した森林施業の一体化を図る団地化など、森林整備等の推進に努めることとする。特に間伐の推進については、森林吸収源対策の観点からも利用拡大を図ることが急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への木材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

④ 下流域との連携について

「遊々の森」等において教育機関と連携し小学生等に森林教室、体験活動の開催など、森林とのふれあいの場の提供を通して、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、阿武隈川流域林業活性化センター等の民有林関係機関と連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

当計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	224,379	688,236 (10,345)	958,615 《 46,000 》

注)1 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)
2 計欄の《 》は、臨時伐採量* (m³)

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	447	254	701

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	2,931	492	827

(4) 林道*の開設及び改良の総量

区分	開設		改良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	15	36,600	50	1,945

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

なお、国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる、臨時伐採量を含みます。

*【臨時伐採量】

伐採時や搬出時に支障木の発生が予想されるが、現時点では伐採箇所を特定することが困難なものに係る見込みの伐採量のことです。

*【林道】

森林の保護管理、巡視、林業経営に必要な資材の運搬、木材を主とする林産物の搬出等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、融雪後から新緑期にかけて林内が乾燥する時期に、山菜取りやハイカー等の入山者が多くなり、山火事発生の危険が増大する。このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理するため、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

当計画区の国有林境界は、中通りの平坦部から中山間部に至る地域に位置している。これらは所属替や林地整備等により発生した境界も多く、生活圏に近接する複雑な境界となっており、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、峡谷等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングブーム等を背景に、入林者は年々増加傾向にある。それに伴いゴミの投げ捨てや廃棄物の不法投棄、踏み荒らし等が問題となっている。これらに対しては、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る際のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫^{*}の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害は、小康状態にあるものの夏期の高温小雨といった気象条件等により被害が激化することもある。松くい虫被害対策は、早期発見を旨とし、被害が発生した箇所について、蔓延防止対策を個別に実施していくほか、民有林及び関係機関との連携を図りつつ対応していくこととする。

なお、福島森林管理署の14林班、62林班において、高度公益機能森林^{*}、被害拡大防止森林^{*}を設定し被害防止に努める。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資す

^{*}【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類とされています。

^{*}【高度公益機能森林】

保安林として指定された特定森林及びその他の公益的機能が高い特定森林であって、特定樹種以外の樹種からなる森林によっては機能を確保することが困難なものとして定める森林です。

^{*}【被害拡大防止森林】

松くい虫又は特定せん孔虫により発生している被害が高度公益機能森林に著しく拡大することになると認められる森林です。

ることを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では、7箇所 3,605haを保護林に設定している。

また、これらについて、保護林の評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を開始したところである。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプの取り扱いによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

単位：面積 ha

種 類	箇所数	面 積
森林生態系保護地域	1	2,236
林木遺伝資源保存林	1	8
植物群落保護林	5	1,361
計	7	3,605

ア 森林生態系保護地域

原生的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、森林施業管理技術の発展、学術研究等に資する。また、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねるものとし、吾妻山周辺森林生態系保護地域設定方針を基準として取り扱うものとする。

イ 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を自然生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採をおこなうことができるものとする。
- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植え込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

ウ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈り、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な場合であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

生物多様性の維持・向上が重要な課題となっているなか、当計画区ではオオタカを始めとした希少猛禽類や野生動物、立地条件に応じた多様な植物が生息・生育していることから、野生動物の移動経路を確保し、生息・生育地の拡大と相互交流を促すことが適当な国有林野において、より広範で効果的な森林生態系の保護・保全を推進するため、計画区北西部に設定している「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊」を設定している。さらに、計画区の西部から南西部における生物多様性の維持・向上を推進するため、「日光・吾妻山地緑の回廊」を新規に設定する。

また、緑の回廊においては、看板の設置やパンフレットの配布、森林環境教育の場としての活用を図る等、緑の回廊に対する国民の理解を深めるための取組を推進するとともに、モニタリング調査を実施し、緑の回廊の維持管理に適切に反映させることとする。

ア 日光・吾妻山地緑の回廊*

本回廊の対象地域は、日本海側気候域から太平洋側気候域への移行帯というエリアの特殊性を踏まえ、多様な植物群落の連続的な保全を図るよう設定する。また、吾妻山周辺森林生態系保護地域及び各種保護林を連結し、福島県の中通り地方及び会津地方、栃木県を結ぶ広範な森林の連続性が確保されることで、より広範囲における個体群の交流が期待される。

本回廊の森林の取扱いについては、野生動物の生息・生育、移動や休息、採餌等の緑の回廊としての機能の発揮を図るものとし、本計画に定めるもののほか、「日光・吾妻山地緑の回廊

*【日光・吾妻山地緑の回廊】

栃木県の鬼怒川、那珂川森林計画区と合わせた総延長は約 180km になります。

設定方針」に基づくものとする。

イ ちょうかいあさひ いいであづま 鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊

本回廊の対象地域は、「吾妻山周辺森林生態系保護地域」から「茂庭ブナ植物群落保護林」を経て東北森林管理局管内の「奥羽山脈緑の回廊」に連結する重要な地域となっており、生物多様性の維持・向上に配慮し、引き続き適切に管理する。

本回廊の森林の取扱いについては、広葉樹を中心とした天然林を指向し、人工林については、伐期の長期化*を図るとともに、針広混交林化*を進め、将来的に広葉樹を中心とした天然林に誘導することとし、本計画に定めるもののほか、「鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊設定方針」に基づくものとする。

単位：延長 km、面積 ha

名 称	延 長	面 積
日光・吾妻山地緑の回廊	93	34,571
鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊	26	4,265
計	119	38,836

4 その他必要な事項

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、関係機関、地域住民、NPO 等ボランティアとも連携を図りながら行うこととする。

III 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林の 47%は人工林となっており、このうち約 8割が間伐適期の林分となっている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することにより、木材の安定供給を図っていくこととする。

また、木材の価格安定を図るため、素材の需給動向を把握し国有林の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給について情報交換を進めることで、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図るものとする。

*【伐期の長期化】

阿武隈川森林計画区では、スギの標準的な伐採林齢（伐期齢）を 45 年としているが、伐期の長期化を推進する場合は、伐期齢を 90 年以上としています。

*【針広混交林】

針葉樹と広葉樹が混じり生育する森林です。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、東北新幹線、東北自動車道の利用により首都圏からも近く、豊かな自然的条件、温泉地等観光資源にも恵まれており、スキー、ハイキング、自然観察などの森林レクリエーション等保健休養の場として多くの人々に利用されている。

これら自然環境を活用した観光産業は、地域産業・経済に重要な役割を果たしていることから、自然環境の調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林、観光資源を活かし、自然とのふれあい・教育文化・保健休養等の各種・多様な国有林野の活用に応じるとともに、野外スポーツに適した地域においては、民間事業者等によるその積極的な利用を推進する。

今後も自然度と安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段の活用を通じて、四季折々の見所等の情報提供に努めることとする。

なお、国有林野の活用にあたっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図るものとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) きのこ、山菜等の産物採取－共用林野*契約等
- (3) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等－分収造林契約等
- (4) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用や公益事業用、地域産業の振興－貸付、売払等
- (5) スキー場等レクリエーション利用－使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図るものとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努める。

*【共用林野】

国有林のうち、慣行に基づいて地元住民による自家用薪炭原木や肥料用落葉、山菜、キノコなどの採取が認められている森林のこと。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

森林をフィールドとしたボランティア活動に参加したいとの要望に積極的に応えるため、古殿町ではふれあいの森を設定し、地元市町村が中心となった「芝山自然公園美化協力会」を設置し、芝山公園付近の清掃活動等が実施されている。

また、天栄村においては、遊々の森に設定され地元小学生等が気軽に森林や自然とふれあう拠点として親しまれている。

これら自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めるものとする。

名称	面積 (ha)	所在 市町村	位置 (林小班)
ふれあいの森	1	古殿町	1227 こ
	2	平田村	1228 つ

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署等主催による児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組みに努めるものとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めるものとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、分収木を販売後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署等に設定されている各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、施業指標林^{*}、各種試験地等の展示等を通じて地域の林業関係者等への普及を図ることとする。

具体的には、林業技術の普及の一環として、国有林野内で推進している簡易で壊れにくい作業路の作設方法について、先進的に取り組みを進めている地域から講師を招き、地元林業関係者等と合同で現地講習会を開催するなど、積極的な普及活動に取り組んできたところであり、今後も地域の要望に応じていくこととする。

また、森林施業の効率化・低コスト化の推進事例として、田村市においてコンテナ苗木植付実演会を実施し、広くその普及に努めているところである。コンテナ苗木による植栽は、効率的な作業の実施や、下刈等の保育経費の縮減が期待されるとともに、植付時期の弾力化が可能になるなどの造林コストの低減が期待される。

これら林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受け体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参画等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他必要な事項

該当なし。

^{*}【施業指標林】

積極的に推進すべき施業や新たに開発された技術を取り入れている林分で、施業の推進や技術の普及を図るための指標としている林分です。